

事業群評価調書(令和6年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 食品安全・消費生活課	立石 寿裕
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課(室)		
事業群名	⑤ 消費者教育の推進	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	6,126

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)
「消費者市民社会」の実現を目指し、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて消費者教育を受ける機会を得ることができるよう、関係機関と連携して啓発や講座を開催するなど消費者教育を総合的に推進します。

(取組項目)

- i) 消費生活学習会等への講師の派遣
- ii) 県立高校等における授業支援
- iii) 関係機関と連携した消費者教育の推進

事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	県・市町消費者講座受講者数	目標値①		31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上 (毎年度)	
		実績値②	25,921人 (H28～R元年度平均)	19,212人	23,001人	25,521人			進捗状況	
		達成率②／①		61%	74%	82%			遅れ	
令和5年度の受講者数は前年度より増加したが、小規模な講座の開催が多かったため目標値を下回った。一方、成年年齢引き下げの影響を受ける若年者への消費者教育の強化を図っており、県消費生活センターが学校での消費者教育を支援し、県内全公立高校57校などで消費者教育授業を実施した。 また、関係機関と連携して、在宅介護支援者、民生委員・児童委員等を対象とした高齢者見守り講座や、高齢者を対象としたシニア講座等の消費者教育を実施した。										

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況 (令和6年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等
				R4実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R4目標	R4実績	達成率	
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
				事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業			他の評価 対象事業 (公共、研究等)			
所管課(室)名				事業対象								
取組項目 i iii	○	1	消費者教育・啓発事業費	942	942	9,184	●事業内容 消費者市民社会の理解促進やエシカル消費の普及啓発のために各種講座等を実施する。 ●実施状況 若年者や高齢者向けの消費者講座や研修会等の講師として啓発活動・消費者教育を行い、消費者の自立支援に努めた。	【活動指標】 消費者講座開催数(回)	200	261	130%	●事業の成果 ・中高生から高齢者まで幅広い階層を対象にした各種消費者トラブル啓発講座について、市町等への働きかけを強化した結果、開催数は目標を上回った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・分かりやすく役に立つ講座を実施することにより、受講者数を増やし、消費者教育の推進に寄与した。
				1,350	1,350	9,191			200	283	141%	
				1,638	1,388	9,338			200			
				消費者教育推進法第5条、第11～第13条					85	98	115%	
			—				85	99	116%			
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者	85				
取組項目 ii	○	2	消費者行政活性化事業費 (学校での消費者教育強化事業分)	4,247	0	0	●事業内容 若年者の消費者力の育成・強化のために、学校での実践的な消費者教育を実施する。 ●実施状況 県立の高校及び中学校において消費者授業を実施するとともに、消費者教育教材を作成・配布した。	【活動指標】 消費者授業実施高校数(校)	57	57	100%	●事業の成果 ・県立高校56校を中心に、10,787名の受講生に対し218回の消費者授業を実施するとともに、高校等への働きかけを行った結果、長崎市実施分も含めて全公立高校57校で実施することができた。また、主に高校3年生を対象とするヤング講座において、受講者のほぼ全員に理解してもらうことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・消費者授業を218回実施することにより、若年者への消費者教育の推進に寄与した。
				4,526	0	0			57	57	100%	
				5,074	0	0			57			
			消費者教育推進法第11条			90	98	108%				
			—				90	99	110%			
			食品安全・消費生活課	○	—	—	中・高校生	90				

取組項目 iii	○	3	金融広報生活設計推進費	1,750	0	2,296	●事業内容 長崎県金融広報委員会の一員として、金融機関、市町・関係団体等と連携し、金融教育の普及に努める。 ●実施状況 自立・自助を目指した合理的な生活設計の勧めや、子どもたちに健全な金銭感覚や賢い消費者としての基礎能力を身につけさせる金融教育の普及に努めた。	【活動指標】 街頭キャンペーン実施回数(回)	4	2	50%	●事業の成果 ・県警・業界団体との共同キャンペーンを実施し、チラシや啓発物を配布し注意喚起につなげた。チラシ等配布枚数は目標を下回ったが、キャンペーン実施回数は目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・キャッシュレス社会に関する講座を実施し、金融教育の推進に寄与した。
				250	0	2,298			4	4	100%	
				消費者教育推進法第5条、第11～第13条					【成果指標】	3,000	1,200	
			(R5終了)S41-R5				キャンペーンでのチラシ等配布数(枚)	3,000	2,400	80%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	消費生活学習会等への講師の派遣	●実績の検証及び解決すべき課題 ・受講対象者に応じてテーマ・内容を設定した消費生活支援講座を65回開催し、4,601人が受講した。 ・講座の種類ごとの内訳は、ヤング講座37回3,438人、シニア講座9回279人、消費生活学習会10回409人、消費者トラブル防止講演会2回275人、高齢者見守り講座4回124人、金融教育講座3回76人となっている。 ・具体的な消費者トラブル事例を多く紹介するなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めている。 ・消費者トラブルの手口は日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、より効果的な消費者教育に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 市町、学校、民間事業者等との連携を進めていくとともに、ワークショップやロールプレイング、寸劇等を取り入れた分かりやすく効果的な講座を実施する。
ii	県立高校等における授業支援	●実績の検証及び解決すべき課題 ・授業支援については県立高校を中心に218回実施し、10,787人が受講した。 ・パワーポイントでの教材を作成し、消費者市民社会、18歳成年年齢引き下げ、具体的な消費者トラブル事例、SDGsなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めた。 ・消費者トラブルについては日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、若年者の被害増加も懸念されるため、早い時点での消費者教育に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 高校での消費者教育に加えて、中学校等における消費者教育の充実のため、市町教育委員会、学校、市町消費者行政担当部署等との連携をさらに進める。
iii	関係機関と連携した消費者教育の推進	●実績の検証及び解決すべき課題 ・弁護士会等の協力を得て多重債務問題に関する講座を2回実施した。 ・金融教育は消費者教育の一部であり、社会に出る前の若年者に対する消費者トラブルや多重債務の未然防止にも欠かさないテーマである。 ・中立的な立場から金融経済教育を実施する金融経済教育推進機構(J-FLEC)が令和6年4月に設立、8月に本格稼働することになったことにより、令和5年度で金融広報生活設計推進費を終了した。	●課題解決に向けた方向性 消費者教育については引き続き、市町、学校、民間事業者等と連携して効率的に実施していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i iii	○	1	消費者教育・啓発事業費	―	②⑤	関係機関・団体と連携しながら、わかりやすく効果的な消費者講座や各種啓発活動を継続して実施する。	改善
			―				
			食品安全・消費生活課				
取組項目 ii	○	2	消費者行政活性化事業費(学校での消費者教育強化事業分)	―	①③⑤	市町が実施する消費者教育について、引き続き支援する。	現状維持
			―				
			食品安全・消費生活課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

- 【事業構築の視点】
- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
 - ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
 - ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
 - ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
 - ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
 - ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
 - ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
 - ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
 - ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
 - ⑩ その他の視点